

十月一日は先御衣がへあり掃部寮夏の御装束を撤して冬のにあらため給ふ

〔年中行事歌合〕二十八番 右 十月更衣

爲邦朝臣

たちかへて露ものこらぬころもでをいまはたぬらすはつしぐれかな

〔後水尾院當時年中行事上〕朔日、毎年つねのごとく、けふよりつねの御所御座の左の方におき、炭の火鉢をおく、炭の立やうあり、けふより女中わたの入たるものを着用、九月中はわたの入たるものをさす、さむきときは袷をとり重ねてきる也、夕方の御いはひより張うらのねりを著ると云、

〔禁中年中行事 十月〕朔日今日ヨリ來年四月朔日迄、立炭御火鉢、常御殿御中段ノ間ノ内、上殿ノ敷居間、北ノ方ニ被置

紫宸殿御帳臺御更衣 奉行

職事六位藏人勤之〇餘同

清涼殿御帳臺御更衣 奉行

職事六位藏人勤之〇餘同

〔禁中恒例年中行事 十月〕朔日更衣 是は御服類冬に改られ、清紫兩殿の飾を冬の飾にまかへらる、儀四月朔日の如し、

〔日次紀事 十月〕一日 開爐節中略、自今日被揭、紫宸殿清涼殿之壁代、其儀同于四月、更衣之式、諸公家自今日至來年三月晦日、各被著冬袍、

〔東京夢華錄 九〕十月一日 十月一日、宰臣已下受衣、著錦襖、三日、五日、士庶皆出城饗墳、禁中車馬

出道者院及西京朝陵、宗室車馬亦如寒食節、有司進煖爐炭、民間皆置酒、作煖爐會也、

〔兵範記〕仁安二年十月一日乙未未時參内著白重、但堅文、表袴冠如元 藏人藤原爲賢、奉行更衣事、夏御装束於五

條殿燒失了、御帳帷御几帳、壁代等新調如例、

〔玉海〕文治六年〇建久元年 十月一日壬午、中宮御方御更衣、行事小進兼時、仕所進御疊御帳御几帳等廳

沙汰云々、御服所獻御衣、

〔百練抄 十五 後嵯峨〕仁治三年十月一日、中宮御方更衣也、但長元十年四月依相當忌日延引、二日被改了、